

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 7 年度第 3 回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 3 時 00 分～午後 3 時 50 分
3. 開 催 場 所	松阪市産業振興センター 人材育成講座室
4. 出 席 者 氏 名	（委 員）寺本博美（会長）、水谷勝美（会長代理）、 高畑明弘、山本清己、庄司愛、先浦宏紀、 砂子美由紀 （事務局）総務部長 池田 肇、職員課長 橋本尚由、 職員課給与厚生係長 高山剛将
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事

・答申（案）について

2. その他

議事録

別紙

令和 7 年度第 3 回特別職報酬等審議会議事録

令和 7 年 8 月 4 日午後 3 時 00 分

松阪市産業振興センター2 階

人材育成講座室

【出席委員】 寺本会長、水谷会長代理、高畑委員、山本委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】 総務部) 池田部長

職員課) 橋本課長、高山給与厚生係長

【議事録】

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまより第 3 回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。本日の出席委員は 8 名中 7 名で、委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

それでは議事に入ります前に、前回の審議会の中で委員からご質問がありました、津市の議員定数の削減とその後の動きについて、担当からご報告いたします。

(事務局) よろしくお願ひいたします。先週の報酬等審議会の中で委員からご質問がありました、津市の議員定数の削減の件でございます。確認したところ、津市の市議会議員の議員定数検討特別委員会という、津市の議員だけで構成された委員会がございまして、その中で検討を重ねた結果、34 人から 30 人にすることが望ましいという報告書が津市の議会の方に提出されました。それを受けて津市が本年 3 月の議会に条例改正案を出しておりまして、34 人から 30 人に定数が削減されております。

その時期については、来年の 1 月に津市の議会の選挙がございますので、そこから適用することになっております。このことにつきまして、津市の担当の方に確認をいたしましたら、報酬等審議会の開催も含め現時点では未定ということでした。以上でございます。

それでは改めまして議事進行について、寺本会長よろしくお願ひします。

(会長) 本日の議題は答申案の内容についてです。すでに皆さん方にも予め配布をさせていただいていると思います。その答申案の内容について誤解がないか、あるいは語句とか言い回し、そういったところを考えながら、それぞれご意見をお伺ひしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず答申案について事務局からご説明をお願ひしたいと思います。

(事務局) それでは答申案の内容につきまして朗読させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

特別職の報酬等の額について答申案。去る令和 7 年 2 月 21 日に行った特別職の報酬等の額にかかる答申のうち、附帯意見に依拠した議員の報酬の月額については慎重に審議を重ねた結果、次の通り改正することが適切であるとの結論に達しましたので、別紙審議経過をして答申します。

1. 議員の報酬の月額。議長 620,000 円 (+50,000 円)。副議長 552,000 円 (+44,000 円)。議員 488,000 円。 (+39,000 円)。2. 改定日令和 7 年 11 月 1 日。

審議会の審議経過。当審議会では令和7年1月28日に市長からの諮問を受け、同年1月から2月にかけて特別職の職務への対価として、現行の議会の議員の報酬の額、ならびに市長・副市長及び教育長の給料の額が適正かどうかの審議を行ったところである。そのうち議員の報酬の額については、県内各市及び類似団体の状況やこれまでの改正経過等を判断材料とし、現下の社会経済情勢も認識した上、令和7年4月1日からの報酬月額について、令和7年2月21日付で答申を行いつつも、議員定数が削減されることに伴う議員の負担や職責の増加は無視できないため、改めて審議する必要があるということを附帯意見として盛り込んだところである。

従って、今回の審議会は前年度からの継続審議という位置付けであると同時に議員の報酬の額、とりわけ議員定数削減の影響について集中的に審議を行ったものである。

第1回では、事務局から前年度における審議会の審議経過や他市との比較資料の説明を受けるとともに、委員である株式会社三十三総研調査部主席研究員から地域経済の動向について改めて説明を受け、それらに対する質疑応答を行った。その中では、三重県にある類似団体など他市との比較においては、報酬月額と人口規模や議員の定数についての相関関係について分析することも有効な資料となりうるとの発言が複数あった。合わせて議員報酬の額がいまだ市町村合併当時の額と同水準に留まっていることについての指摘もあった。

第2回においては、前回の意見を基に事務局から各団体における令和7年4月1日時点の住民基本台帳人口を議員定数で除した議員一人あたりの人口と各団体の議員報酬との相関関係を示した資料が提示され、有意な相関関係があると説明された。同資料では、本市の議員定数が24人になった場合の相関関係についても示されており、議員定数削減により、議員一人あたりの人口が増加し、回帰直線からの乖離が大きくなることを多くの委員が認識した。

これらのことから、議員の報酬の額については、委員の大半は現行の額から引き上げるべきという意思を示した。具体的な報酬の額やその根拠については、前回の答申に至った審議の論点とは異なる視点での検討を行う必要があるとの議論のもと、議員一人あたりの人口は住民投票で選ばれた議員が抱え持つ負担や職責の大きさと言い換えることもできること、また、これまでの審議においても各自治体の財政力に見合った月額であるべきという意見があったことなどから、議員報酬に対する議員一人あたりの人口と財政力指数の相関関係を分析し、具体的な報酬の額を決定していくこととした。三重県内14市と類似団体17市それぞれで、議員報酬に対する議員一人あたりの人口と財政力指数についての重回帰分析を行ったところ、報酬の額については、三重県内14市の重回帰分析で得られた回帰式は決定係数も高く有意であり、それを用いた場合に得られる月額488,000円、引上げ幅、約8.7%が妥当であろうという意見でまとまった。議長・副議長の報酬月額についても、現行の議員の報酬月額との割合を維持することが妥当であろうという意見でまとまった。

以上審議の結果、議員の報酬額について議長620,000円、副議長552,000円、議員488,000円とし、これらは令和7年11月1日から施行することが妥当であると答申することを全会一致で決定した。

最後に、本答申案の内容については、第3回において出席委員全員が確認の上、作成したものである。以上です。

(会長) 委員の皆さん、何かこれについてご意見ありますか。

(事務局) すみません。事務局からお願いがございます。3ページ目の一番下から5行目ですけれども、「以上の審議の結果、議員の報酬額について」の後に「は」を入れさせていただいてもよろしいでしょうか。

議員の報酬の額については488,000円とし、副議長の額については552,000円とし、議長の報酬の額については620,000円とし、という形で、丁寧に言い換えるように。

（会長）気になったんですけど、考え方としては議員が基準だから最初に議員が来ないといけない。議員を先に持って行って、それで議長、副議長のほうがいいのかもかもしれない。

（事務局）かしこまりました。では、先ほどの通り修正させていただきます。

（会長）何かございますか。

（委員）ごめんなさい、第1回、第2回も欠席だったので。この11月1日が施行日か。

（事務局）はい。予定では8月中旬に市長へこの報酬審議会から答申をさせていただくことになります。そのまま行けば、条例の改正案が9月議会に上程されることになりまして、その9月議会の最終日、いわゆる議決日が10月3日になります。月途中というところ、過去に遡って改正ということもしておりませんので、切りのいいところで翌月の1日ということで、11月1日と前回の会議で議論していただきました。

（委員）ありがとうございます。

（会長）手続き上の問題もありますし。今回は前例のないことで。全国的に見てもそんなに遜色ない、比べてみても特異な状態ではない。いわゆる市区、中核都市などありますが。数年前に東海大学の方が相関を取ったんですね。議員定数と人口の相関。それから議員報酬と人口の相関取って。人口が少なくて、やたらと報酬が高いのは千代田区。人口が多いからそれなりに千代田区と同じぐらいなのが世田谷区。あとはだいたいその間にきれいに入ります。特異なところでいえば、福島県の矢祭町、ここは日当制だそうです。最近もそうかわかりませんが、見た資料では日額3万円。何か他にあれば。

（委員）表現的に一部曖昧かなと思うところがある。中段の「第2回においては」というところの「各団体」と、2行下にある「各団体」。これが何を指しているのかちょっとあやふやなんじゃないかなと。

また、細かいこと言って申し訳ないですけども、有意な相関関係があると説明されたというところですが、確かに三重県内では0.95になっているんですけど。類似団体は0.24で一般的に相関関係は低い。相関係数だけで捉えるなら。

（事務局）おっしゃるとおり、必ずしも有意とは言えないです。

（委員）そうなんですよ。

（会長）三重県内14市の議員報酬と類似団体の議員報酬。これが非常に回帰直線見ても説明力がある。そういう意味で各団体は取らないと。

（事務局）かしこまりました。では、一つ目の「各団体」は三重県内 14 市と表現を変え、二つ目の「各団体」は削除させていただきます。もう一度読み上げます。「第 2 回においては前回の意見を基に、事務局から三重県内 14 市及び類似団体 17 市における令和 7 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口を議員定数で除した議員一人あたりの人口と議員報酬との相関関係を示した資料が提示され、三重県内 14 市については有意な相関関係があると説明された。」

（会長）類似団体は入れずに三重県内 14 市について、令和 7 年 4 月 1 日時点の基本住民台帳人口を議員定数で除した議員一人あたりの人口と、議員報酬との相関関係を示した資料、でいいんじゃないですか。

言いたいのは三重県内のなぜこの金額にしたかという基本的な事。類似団体のことは上のところでちょっと。要するに相関関係ですよ。両方とやりましたけど三重県 14 市についての方が有意だったということがわかった。

（事務局）欠席をいただいている委員からも事前にこちらをお送りさせていただいて、それに対してご意見を少しいただいておりますので、ご披露いたします。

基本的に報酬審は年一回やるのが基本だけでも、今回についてはその継続審議をしているという位置付けです。あと、ちょっと答申の方へ盛り込みましたけども、今回は特別な考え方をしているんだと。なので今後の報酬審、年明けの報酬審については改めてこれまでと同じような考えで、進めて行くべきである、という趣旨のご意見をいただいております。ただ答申にはそこまで含めずに、議事録の中に盛り込ませてもらうことができればいいかなというふうに考えております。以上です。

（委員）下から 8 行目、「これらのことから、議員の報酬の額については」これらのこととは何を指しているのでしょうか？

（事務局）これは第 1 回、第 2 回の冒頭の議論を経て、という意味なんですけども、私もちょっと乱暴すぎたかなと感じています。何か良い言い回しがあれば。

（委員）「当審議会では」の段落も入っている？

（事務局）そうですね。ここが発端という前置き、強調をさせていただいております。最初のほうの「したがって」という下りについては。今回は例年行っている審議会ではない、という強調をさせていただいた中で審議が始まりましたと。第 1 回の中では、後半部分になりますが、議員の報酬の額が低いんじゃないかという意見もあったとか、相関関係を見ると改めて低いということが客観的にわかったという意見があったとか。こういうことから、という意味合いで私としては続けたかったですけども。おっしゃる通りで、これらというのはどこまでを指すのかというのが、やっぱりピントがぼやけているところがあるかと思います。

（会長）あくまで 1 回、2 回の審議の経過から。

（委員）まだ議論の場にいるんで、議論を継続していく中でこれらのというのは、客観視がなかなかしづらい。

(事務局) そうですね。

(委員) そのへんの認識がわかったので十分です。

(会長) 確かに論文だと「これ」とか「それ」は使わない。論文じゃないけれども、事実を書かないとだめ。

(事務局) では「以上のことから」に修正させていただきます。

(会長) 他、よろしいですか？

(委員) すみません。答申の結果どおりになれば、県内 4 番目の報酬額になるのか。

(事務局) 図やグラフですぐにお示しすることは難しいんですけども、4 月 28 日に行いました審議会の資料にも月額の比較がございますけれども、議長については 620,000 円ですので、鈴鹿に次いで高くなります。名張市と桑名市を追い越しまして、四日市、津市、鈴鹿の次に松阪市がくるようになります。副議長については 552,000 円なので、これも同じ順位で鈴鹿に次いで 4 番目になります。議員の額については 488,000 円ですので、こちらも県内で上から 4 番目の順位。いずれも順位は上がる見込みでございます。以上です。

(委員) 類似団体もそうですね。大垣とか、日立とか、小牧とか、刈谷とか。

(事務局) 類似団体についてはだいたい順位が上がるようで。議長においては 3 番目に位置づくかと思えます。

(会長) 類似団体を見てピンとこない。そんな感じがしない。

(事務局) 国勢調査で人口が改まりますとこれも変わります。前は確か津市と松阪市が一緒のカテゴリになっていたりというような形で。今回の国調人口では鈴鹿と一緒にいたりということで。ある委員もおっしゃられましたように刈谷、安城あたりが一緒なのというのは確かに思うところもございますが。やはりその人口規模と産業の割合というか、そこで決まってくる。国の決められた指標でございます

(会長) 何か他にありますか。

(委員) よろしいですか。「第 2 回において」の段落の 3 行目のところ、議員の相関関係を説明されたけれども、この三重県内 14 市のことは相関があるということで。類似団体はいいのか。

(委員) 相関関係が低いんで、相関関係があるかないかということで言えば、類似団体は相関関係がないです。だから「三重県内 14 市」という表現にした。

(会長) 前回の資料をお持ちのかたは、重相関のところ。例えば 2 ページですね。ここは重相関 R と重決定 R²。それと係数ともう一つ、t 値です。ここらへんのところ。ただ全体として式の説明

力が一番高いところ見れば、この重相関 R1、あるいは重決定 R2。これが 1 に近ければ説明力がある。

他に何かございませんか。他にないようでしたら、これをもって最終という形にしたいと思いません。

（異議なし）

（会長）その他、事務局から何かありますか。

（事務局）答申書は 8 月 14 日の木曜日に会長から市長に提出する予定となっております。これまで 3 回に渡る審議会の議事録につきまして、準備が整いしだい松阪市のホームページ上に公表させていただく予定となっております。ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

（会長）その他、何かありますか？なければ審議会を終了いたします。つたない進行でございましたがありがとうございました。

（事務局）それでは、複数回に渡り有意義な議論をいただきまして大変ありがとうございました。これをもちまして令和 7 年度の松阪市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。皆様大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上